

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合、申告内容を訂正することができます。



税額を多く申告した

確定申告書を提出した後に、税額を多く申告していたことに気付いたときは、『更正の請求』をして正しい税額への訂正を求めることができます。

請求内容が正当と認められた場合は、納め過ぎた税金が還付されます。
※更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内です。

税額を少なく申告した

確定申告書を提出した後に、

「申告内容に間違いがあった」という人、いませんか

「確定申告を忘れていた」という人、いませんか



税額を少なく申告していたことに気付いたときは、『修正申告』をして正しい税額に訂正してください。
修正申告によって発生する新たな税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。



確定申告を忘れていた

期限内の申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告をしてください。申告期限を過ぎてからの申告を『期限後申告』といいます。

期限後申告や申告をしない状態で税務署から所得金

消費税の申告

消費税(個人事業者)の申告と納税の期限は次のとおりです。

期限 3月31日(木)
会場 福岡タワーホール

問い合わせ先

西福岡税務署
☎(843)6211

み取れないもの

納税には便利な口座振替を

市税などの納付は、確実に便利な口座振替を利用しましょう。預金口座から自動的に払い込まれるため、納め忘れがありません。

納期のたびに金融機関に行く必要がなく、一度手続きをすると、翌年度からも自動的に口座振替されます。手続きの方法は、取引先の金融機関窓口で、納付書と通帳、印鑑を持参し、申請をしてください。

なお、市役所収税課または二丈支所・志摩支所総合窓口課でも手続きができます。(ゆうちょう銀行を除く)

問い合わせ先

糸島市役所(代表)
☎(323)1111

市税、国民健康保険税
市民部収税課

内線 1452・1478

1482・1483

水道料金・下水道使用料
上下水道部業務課

内線 1914・1916

軽自動車税の手続き

課税の基準は、4月1日です



軽自動車税の納税義務者は、その年の4月1日現在の所有者です。4月1日までに廃車などの手続きをしないと、手放した車両の分まで税金を支払わなければなりません。

◎ 早めに手続きを

軽自動車やバイクなど

◎ 減免や課税免除

障がいのある人やその人の移動のために家族が使用する車両の軽自動車税は障がいの状況により、障がい者1人につき1台(普通自動車含む)に限り減免できます。

また、中古自動車の販売を行う事業者には課税免除制度もあります。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ先

糸島市税務課
☎(323)1111

固定資産の縦覧

4月1日(金)から5月2日(月)まで

市では、平成23年度の固定資産の縦覧を次のとおり行います。

特に、平成22年中に土地の取得や家屋の新築・増築をした人、土地の利用形態を変更した人は、評価の結果を確かめましょう。

● 縦覧制度って何

土地の地目や面積、家屋の種類、構造、価格などを一覧表にした「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧し、資産の評価額を比較し、評価の適正さを確認できる制度です。

縦覧場所 市役所税務課

持参する物 運転免許証など

本人と確認できるもの(納税者以外が縦覧する場合は委任状が必要)

※4月1日から、二丈・志摩支所でも地籍図謄写の交付ができます。ただし、土地台帳の閲覧は、本庁舎税務課のみです。

問い合わせ先

糸島市税務課
☎(323)2094



自分の土地の評価はいくらかな